

※この法令は廃止されています。

## 平成二十八年経済産業省令第九十八号

ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第七十六条第一項本文の規定に基づき、ガス事業法第七十六条第一項本文の規定に基づき特定ガス導管事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款料金の算定に関する省令を次のように定める。

### 目次

- 第一章 用語の意義（第一条）
- 第二章 託送供給約款料金原価等の算定（第二条―第十三条）
- 第三章 託送供給約款料金の算定（第十四条）
- 第四章 雑則（第十五条・第十六条）

#### 附則

##### 第一章 用語の意義

**第一条** この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）、ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号）及びガス事業託送供給収支計算規則（平成十六年経済産業省令第百二号。以下「託送収支規則」という。）において使用する用語の例による。

##### 第二章 託送供給約款料金原価等の算定

（原価等の算定）

**第二条** ガス事業法第七十六条第一項本文に規定する特定ガス導管事業者（以下単に「特定ガス導管事業者」という。）は、当該特定ガス導管事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、当該原価算定期間において特定ガス導管事業を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下「原価等」という。）を算定しなければならない。

2 原価等は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。

（特定ガス導管事業の需要想定）

**第三条** 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業に関連するガス需要計画及び設備投資計画を需要想定及び事業環境の将来の見込みに基づき策定し、様式第一第一表及び第二表に整理しなければならない。

（特定ガス導管事業の営業費の算定）

**第四条** 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の営業費として、別表第一第一表（1）に掲げる項目ごとに、同表（1）に掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

（特定ガス導管事業の営業費以外の項目の算定）

**第五条** 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の営業費以外の項目として、別表第一第一表（2）に掲げる項目ごとに、同表（2）に掲げる方法により算定される額を、様式第二に整理しなければならない。

（特定ガス導管事業の事業報酬の算定）

**第六条** 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の事業報酬として、レートベースに事業報酬率を乗じて得た額（以下「事業報酬額」という。）を算定し、様式第三に整理しなければならない。

2 前項のレートベースは、特定ガス導管事業の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産の価値として、別表第一第二表に規定する方法により算定した額とする。

3 第一項の事業報酬率は、特定ガス導管事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全なガスの供給を確保するための適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定するために十分な率として、別表第一第二表に規定する方法により算定した値とする。

（特定ガス導管事業の控除項目の算定）

**第七条** 特定ガス導管事業者は、特定ガス導管事業の控除項目として、別表第一第三表に掲げる項目ごとに、同表に掲げる方法により算定される額を、様式第四に整理しなければならない。

（原価等の整理）

**第八条** 特定ガス導管事業者は、原価等として、第四条から前条までの規定により算定した営業費、営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額を様式第五第一表に整理しなければならない。

（原価等の機能別原価への配分）

**第九条** 特定ガス導管事業者は、原価等を、別表第二に掲げる配分方法及び別表第三に掲げる配分基準に基づき、機能別原価として、別表第四の項目に配分し、様式第五第二表に整理しなければならない。

（減少事業報酬額の算定）

**第十条** 特定ガス導管事業者（ガス事業法第七十六条第一項ただし書の承認を受けた特定ガス導管事業者であってガス事業法第七十七条第一項の規定による届出を行っていないもの及び託送収支規則第五条に基づき整理された直近の託送収支規則様式第三第四表の当期内部留保相当額（当該額が零を下回る場合にあっては、零。以下「当期内部留保相当額」という。）が零の特定ガス導管事業者を除く。）は、減少事業報酬額を算定し、様式第五第三表を作成しなければならない。

2 減少事業報酬額は、次項の規定により前項に規定する特定ガス導管事業者が定める還元額に第四項の規定により算定される内部留保相当額控除額を加えた額とする。

3 還元額は、当期内部留保相当額を上回らない額であって、第一項に規定する特定ガス導管事業者が定める額とする。

4 内部留保相当額控除額は、当期内部留保相当額から前項の規定により第一項に規定する特定ガス導管事業者が定めた額に百分の五十を乗じて得た額を控除して得た額に第六条第三項の規定により算定した事業報酬率を乗じて得た額に原価算定期間の年数を乗じて得た額とする。

（減少事業報酬額の減少機能別原価への配分）

**第十一条** 前条第一項に規定する特定ガス導管事業者は、減少機能別原価として、前条第一項の規定により算定した減少事業報酬額を別表第四に掲げる各項目ごとに整理した事業報酬額とその合計値との比として算定した配分比を用いて、別表第四に掲げる機能別原価の各項目に配分し、様式第五第四表に整理しなければならない。



原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。	常修繕に要する適正な見積額とする。	り定した適正額とする。	算し適正額とする。	確なものに積ると。	実額を正しく算定する。	算定額を正しく算定する。	定額を正しく算定する。	した額を正しく算定する。	又は定率法による。	又定率法による。	変動を考慮した必要調整力(※1)により算定した適正見積額とする。	を考慮した必要調整力(※1)により算定した適正見積額とする。	考し振替供給能力(※3)により算定した適正見積額とする。	業者の料コストを計得た適正見積額とする。	見積額とする。	第68号)第三号柱書に規定する導管であつて、同号各号のいずれかに該当しない導管(以下「特定導管」という。)に敷設した既存導管の周辺地域における年間開発ガス量(増分需要)を想定し、託送料金収入額増加額の5年分の1/2として算定した額の範囲内における適正な見積額とする。	設定する事業者間精算料金表(連結託送供給に用いるための料金表をいう。以下この別表において「特定導管」という。)及び当該事業者の想定連託送供給を行うことが見込まれるガスの量(以下この別表において「特定導管」という。)を基に計算した金額の合計額とする。(※4)	対応した適正な見積額とする。	から控除するものとする。
--------------------------	-------------------	-------------	-----------	-----------	-------------	--------------	-------------	--------------	-----------	----------	----------------------------------	--------------------------------	------------------------------	----------------------	---------	---	--	----------------	--------------

(注) 各項目の算定に当たり原価算定期間が2年以上の期間である場合にあっては、年度ごとに算定した額の合計額とする(以下この別表において同じ)。

- (※1) 原価算定期間における1時間当たりの必要調整力 (m<sup>3</sup>/時) として算定した適正な見積量
- (※2) 調整力コストを原価算定期間の必要調整力の合計で除した値
- (※3) 原価算定期間における1時間当たりの振替供給能力 (m<sup>3</sup>/時) として算定した適正な見積能力
- (※4) 特定ガス導管事業者の供給地点における需要に係るガス及び特定ガス導管事業者が連結託送供給を行うガスについて、他の事業者が連結託送供給を行うことにより生ずる費用は、当該他の事業者が設定する事業者間精算料金表及び当該他の事業者が連結託送供給を行ったガス量等を基に計算するものとする。

(2) 営業費以外の項目	項目	営業外費用	法人税及び地方法人税並びに住民税(法人税割に限る。)
算定方法	A. 株式交付費償却及び社債発行費償却は、原価算定期間における株式の交付及び社債の発行計画等に基づく適正な見積額とする。	B. 雑支出は原価算定期間中における適正な見積額とする。	法人税は、原価算定期間中の平均資本金額に地方法人税は地方法人税法(平成26年法律第11号)に、住民税は地方税法(昭和25年法律第226号)に定めるところによるものとする。

原価等項目の分類及び算定方法(事業報酬)	レートベース	事業報酬率
算式第1法の備償画にり以下	<p>A. 原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産平均とする。この場合の予想帳簿価額は、原価算定期首に存する固定資産の帳簿価額及び期末固定資産帳簿価額の平均とする。</p> <p>B. 縮記帳に代えたてた立金に相当する資産、負債及び備償額とする。</p> <p>C. 以下a及びbの額の平均とする。</p> <p>a. 営業費等</p> <p>b. 貯蔵品</p> <p>原価算定期間の営業費(資産除去費を除く。)</p> <p>原価算定期間の平均月残額×原価算定期間の月末平均</p> <p>C. 繰延資産残高</p>	<p>次期純利益及び自己資本報酬率</p> <p>A. 自己資本報酬率</p> <p>B. 他人資本報酬率</p> <p>C. 自己資本比率の実態水</p> <p>ただし、一般ガス導管事業者が行う特定ガス導管事業(ガス事業法第55条第1項に規定する特定ガス導管事業を除く。)にあっては、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款で設定する託送供給約款金の算定に関する省令(平成28年</p>

の か ら ま で 掲 げ る 方 法 準 じ 算 定 し た 額 の 計 と す る。	A 簿 算 定 期 間 中 に 増 加 す る 固 定 資 産 の 帳 簿 原 価 を 加 算 し て 別 表 第 1 表 に 定 め る 方 法 に よ り 算 定 し た 減 価 償 却 費 の 額 及 び 固 定 資 産 除 却 損 の 額 を 控 除 し た 額 を い う。	及 び ガ ス 需 要 計 画 に 比 し て 過 大 な 余 裕 設 備 に つ い て は 、 原 価 算 定 期 首 固 定 資 産 帳 簿 の 期 末 固 定 資 産 予 想 帳 簿 価 額 を と す る。	合 計 額 と す る。	産 除 却 損 、 退 職 給 付 引 当 金 等 引 当 金 純 増 額 、 繰 延 資 産 償 却 費 、 事 業 税 等 を 除 いた 額 の 1.5 月 分	一 タ ー 取 付 数 ÷ 原 価 算 定 直 前 2 年 間 の 月 末 平 均 メ ー タ ー 取 付 数	延 資 率 を 本 成 率 に 加 平 し た 額 と す る。	報 酬 を 本 成 率 に 加 平 し た 額 と す る。	を 基 に 算 定 す る。	率 を 基 に 算 定 す る。	準 を 勘 案 し て 算 定 し た 率 と す る。	経 済 産 業 省 令 第 78 号 )に 、 電 気 事 業 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 26 年 法 律 第 72 号 )附 則 第 2 条 第 2 項 に 規 定 す る み な し 小 売 電 気 事 業 者 及 び 同 法 の 施 行 の 際 現 に 同 法 第 1 条 の 規 定 に よ り 改 正 前 の 電 気 事 業 法 (昭 和 39 年 法 律 第 170 号 )第 3 条 第 1 項 の 許 可 を 受 け て い る 一 般 電 気 事 業 者 か ら 当 該 一 般 電 気 事 業 の 一 部 を 分 割 に よ り 承 継 し た 法 人 が 行 う 特 定 ガ ス 導 管 事 業 に あ つ て は 、 み な し 小 売 電 気 事 業 者 特 定 小 売 供 給 約 款 料 金 算 定 規 則 (平 成 28 年 経 済 産 業 省 令 第 23 号 )に 基 づ き 算 定 さ れ た 直 近 の 料 金 改 定 時 の 率 と し な け れ ば な ら な い。
---	--	---	-----------------------------	---	--	---	--	----------------------------------	---------------------------------------	---	---

(注) 次のいずれにも該当する特定導管を自ら維持し、及び運用する事業者は、当該特定導管又はその一部以外の導管についてこの表に掲げるレートベース、事業報酬率を用いて算定した事業報酬額に、当該特定導管又はその一部に係るレートベースに5年を超えない範囲内において当該事業者が任意に定める一定の期間で算定した導管投資に係る投下資本利益率の範囲内において適切に設定した率を乗じて得た額を加えることができる。

- (1) 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管
- (2) ガス供給設備(15トン/h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。)に連結する導管又は当該導管に直接若しくは間接に連結する導管

第3表

原価等の分類及び算定方法(控除項目)	項目	営業雑益(ガスメーター賃貸料等)	雑収入(賃貸料等)	事業者間精算収益
	算定方法	実状に応じた適正な見積額とする。	それぞれ実状に応じた適正な見積額とする。 賃貸料は、事業報酬算定の基礎となった資産から生じたものに限るものとする。	当該特定ガス導管事業者が設定する事業者間精算料金表(※)に実績値及び供給計画等を基に算定した当該特定ガス導管事業者の想定連結託送供給ガス量等を基に計算した金額とする。

(※) 特定ガス導管事業者は、事業者間精算料金表を、原価等を基に、ガスの供給圧力が中圧以上の場合又は低圧の場合に区分し、定額基本料金、流量基本料金若しくは従量料金又はこれらを組み合わせるものとして設定しなければならない。また、特定ガス導管事業者は、事業者間精算料金表を設定したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

- (1) 事業者間精算料金表及び当該料金表の算定根拠又は金額決定の方法に関する説明
- (2) 想定連結託送供給ガス量

別表第2(第9条関係)

原価等の機能別原価への配分基準表(1) 内容に応じて機能別原価のいずれかに直課できるものは可能な限り当該機能別原価に直課することを原則としつつ、それ以外のものについては、当該配分基準により、各機能別原価に配分(帰属)するものとする。

の配分方法(2) 供給販売部門全般に係る管理費用的なもの及び客観的かつ合理的な基準を設定できない費用については、機能別原価金額比により、各機能別原価に配分(配賦)するものとする。

別表第3(第9条関係)

原価等の機能別原価への配分基準表	項目	諸経費							減価償却費	営業外費用	事業報酬額	法人税・地方税法・住民税(法人税割に限る。)	営業雑益	事業者間精算収益	雑収入		
		業務費	修繕費	租税課金	設備関連	その他	需給調整費	パイオガス調達費								需調査開拓費	要業者間精算費
直課	内容に応じて直課	内容に応じて直課					託送供給特定原価に直課	託送供給特定原価に直課	託送供給特定原価に直課	託送供給特定原価に直課	内容に応じて直課	内容に応じて直課		内容に応じて直課	託送供給特定原価に直課	送給特定原価に直課	内容に応じて直課

